令和５年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の募集について

**幼児教育の質の向上のためのICT化支援事業**

**１．対象事業者**

施設類型 ：**幼稚園・幼稚園型認定こども園・幼保連携型認定こども園**

設置者種別：学校法人

* 今年度『園務改善のためのICT化支援事業』にかかる内示を受けている園も対象です。
* 実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

**2．交付対象基準額**

１,０００千円（６学級以下）

１,５００千円（７学級以上）

**3．補助率**

府(国) 1/2

* 現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

**4．補助対象期間**

**令和５年12月１日**～令和６年３月31日

**5．補助対象経費**

* 指導要録等の教育に係る資料の電子化に必要な情報システムの導入経費、改修費、リース料、保守費、端末設置や通信環境整備にかかる工事費、通信費等。
* 資料の電子化を行うために必要となるパソコン・タブレット等の備品、付属品や消耗品の購入費を対象とする。
* 補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するものを補助対象経費とします。
* 個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。

〈対象となる事業の例〉

* 手書きの資料作成からパソコン等を使用した資料作成への電子化するためのパソコン・タブレット端末等の導入
* 作成した資料を保存や共有するためのシステムの導入
* 教育に係る資料の作成を容易にすることのできるシステムの導入
* 保護者との情報共有や連絡を円滑に行うためのシステム等の導入

**6．交付する額の上限**

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）

　　　算式： （[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率

**７．留意事項**

* リース料、保守費等は申請年度に係る費用のみ対象です。既に導入済のシステムや端末等に係る費用は対象外です。
* 園務改善に資するICT化にあたり最低限必要となるパソコン・タブレット等の備品、附属品や消耗品の購入費も対象です。ただし、具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に直接的に資することを説明いただける場合に限ります。
* Wi-Fiルーター設置等の通信環境の整備に係る経費も対象です。ただし、大規模な改修工事を伴う場合は対象外とします。
* 本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。
* 経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。
* 支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。